

様式第八（第六十条関係）

許 可
 破碎業 申請書
 許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

茨城県知事 殿

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇
 氏 名 〇〇株式会社 印
 代表取締役 茨城 太郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲	破碎前処理（圧縮）、破碎	
事業所の名称及び所在地		
名 称	〇〇株式会社〇〇センター ××営業所	
所在地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 茨城県〇〇郡〇〇町〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
事業の用に供する施設の概要	圧縮機（能力〇〇トン/日） 〇基 破碎機（能力〇〇トン/日） 〇基 保管場所（廃車ガラ〇〇m ³ 、ASR〇〇m ³ ） その他（ ）	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇 号	
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	〇〇県	解体業 平成〇〇年〇〇月〇〇日
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	〇〇県	第000000000号

破砕業を行おうとする事業所 以外の場所で解体自動車又は自動 車破砕残さの積替え又は保管を行 う場合には、当該場所の所在地、 面積及び保管量の上限	○株式会社○○センター廃車集積場 ○県○○郡○○町○○ 保管場所面積○○㎡ 保管量の上限○○○台	
役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	役職名	住 所 (本 籍)
(いばらき じろう) 茨城 次郎	代表取締役	○○県○○郡○○町○○ (○○県○○郡○○村○○)
(いばらき うめこ) 茨城 梅子	取締役	○○県○○郡○○町○○ (○○県○○市○○○)
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	役職名	住 所 (本 籍)
(いばらき さぶろう) 茨城 三郎	センター長	○○県○○市○-○-○ (○○県○○郡○○町○○)
法定代理人の氏名及び住所(未成年者である場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	住 所 (本 籍)	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所 (本 籍)	保有する株式の数又は 出資の金額
(いばらき じろう) 茨城 次郎	○○県○○郡○○町○○ (○○県○○郡○○村○○)	○○千株
(いばらき うめこ) 茨城 梅子	○○県○○郡○○町○○ (○○県○○市○○○)	○○千株
(いばらき さぶろう) 茨城 三郎	○○県○○市○-○-○ (○○県○○郡○○町○○)	○○千株

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。 解体自動車以外の保管の廃棄物が混入しないよう留意する。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないよう留意する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し、適切に破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないよう留意する。
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	油水分離装置の清掃を定期的実施し、適切に管理する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	保管基準に従い、飛散、流出が起こらないよう適切に保管する。 自動車破砕残さ以外の残さの混入が無いよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で処分基準に従い運搬する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	自動車破砕残さ以外の異物の混入及び自動車破砕残さが飛散流出しないよう運搬する。
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的保守点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。
火災予防上の措置	燃料取扱い所では、火気厳禁とする。消火器を配置する。
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。